

# 令和3年度 重要事項説明書

ふたば幼稚園 園長 下野喜久夫

## (名 称)

第1条 この教育と保育を一体的に行う施設は、認定こども園 ふたば幼稚園  
(以下、「当園」とする)という。

## (位 置)

第2条 当園は、宮崎県都城市松元町18街区1号に置く。

## (目 的)

第3条 当園は、教育基本法に則した「都城市幼稚園型認定こども園の学級の編成、職員、施設及び運営に関する基準を定め、教育・保育及び子ども・子育て支援法等関係法令・通知等を遵守し、子ども達に良好な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2. 乳幼児の家庭及び地域の子育て家庭に対する子育て支援等の事業を行う。

## (提供する教育・保育等の内容)

第4条 提供する教育・保育内容等は、認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、以下の内容とする。

- (1) 第8条において規定する時間において提供する教育・保育（教育・保育計画、教育・保育方針に具体化）
- (2) 食事の提供（食物アレルギーへの対応方針は別に定める）
- (3) 送迎（1号認定子ども）
- (4) 子育て支援事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり事業
- (7) その他教育・保育に係る行事等

## (入 園)

第5条 1. 1号認定子どもの入園は、所定の手続きを経た者について、申し込みを受けた順序により決定する方法、当園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考し、都城市へ認定を申請し認定書の交付後に園と契約する。

2. 2号認定子ども・3号認定子どもの入園は、都城市へ「保育の必要性」の

認定申請を行い、認定書の交付後、都城市の利用斡旋調整により当園へ利用決定をうけて園と契約する。

3. 在園児で、兄弟姉妹がいる場合、優先的に入園することができる。

(緊急時の対応方法)

- 第6条 教育・保育の提供を行っている時に、利用乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は利用乳幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。
2. 教育・保育の提供により事故が発生した場合は乳幼児の保護者、都城市等必要な連絡をするとともに必要な措置を講じるものとする。
  3. 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故の発因原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
  4. 乳幼児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第7条 当園は利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

※認定こども園〔幼稚園型〕幼稚園が保育の必要性のある児童のための保育時間を確保するなど、保育的な機能も整えた施設。

↓ ↓

認定こども園施設利用にあたり、まず認定を受ける必要があります。

認定区分	年齢	区分		理由
	3歳以上	1号認定	教育時間（5時間）	
2号認定			保育標準時間（11時間）	+ 保育を必要とする場合
		保育短時間（8時間）		
3歳未満		3号認定	保育標準時間（11時間）	
	保育短時間（8時間）			

☆保育標準時間……主に「フルタイム」を想定（おおむね週30時間）以上の就労

☆保育短時間……主に「パートタイム」を想定 月60～120時間未満の就労

☆フルタイムの就労以外は短時間認定になります。

☆標準時間の認定が必要な場合は理由が必要になります。

《保育時間》2. 3号	月～金曜日	土曜日
標準時間	7:30～18:30	7:30～18:30
短時間	9:00～17:00	9:00～17:00

#### ・休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する日（祝日が日曜日と重複する場合は、その翌日）、年末年始（12/29～1/3）、お盆（8/13～8/15）、研修、保育準備等で家庭保育をお願いする日、その他園長が必要と認めた日。

#### 1号認定について…

土曜日、夏季休業、冬季休業、春季休業（近隣の学校に準ずる）、その他園長が必要と認めた日

※1号認定で保育を受けられる方は、預かり保育を利用することができます。

・預かり保育

月曜日～金曜日	土曜日
幼稚園降園時間後～18:30	7:30～18:30

☆2号認定の要件を満たしていても、1号認定での保育利用は可能です。

① ふたば学園の概要

・園の概要

設置者	学校法人ふたば学園						
種別	幼稚園型認定こども園						
園の名称	学校法人ふたば学園 認定こども園 ふたば幼稚園						
所在地	宮崎県都城市松元町18街区1号						
電話番号、FAX	TEL. 0986-23-2469 FAX. 0986-23-2489						
園長氏名	下野喜久夫						
開設年月日	昭和41年12月27日						
利用定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	1号(33)				10	11	12
	2号(42)				11	14	17
	3号(30)	3	13	14			

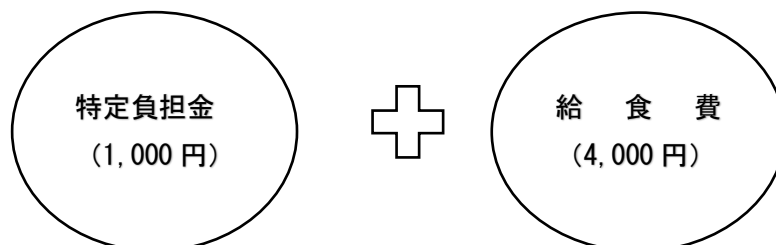
・施設・設備の概要及び職員体制

敷地面積	1,892㎡	職種及び人数 園長1人・主幹保育教諭2人 保育教諭7人・保育補助7人・バス運転手2人 預かり専任保育士1人 ※また必要に応じて職員が増えることがあります。 ※栄養士、調理員は外部委託です
園舎床面積	623.55㎡ (二階建)	
園庭面積	661㎡	
保育室数	5室	

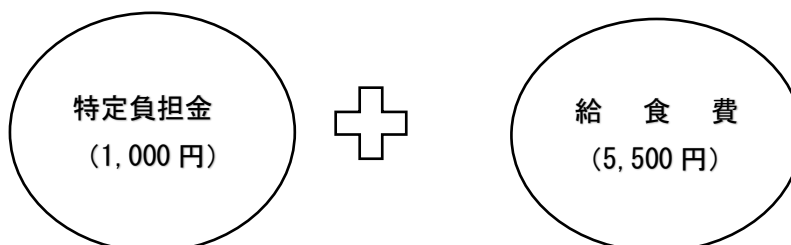
② 保育料について…

保育料は、保護者の所得（住民税額）に応じた額となります。

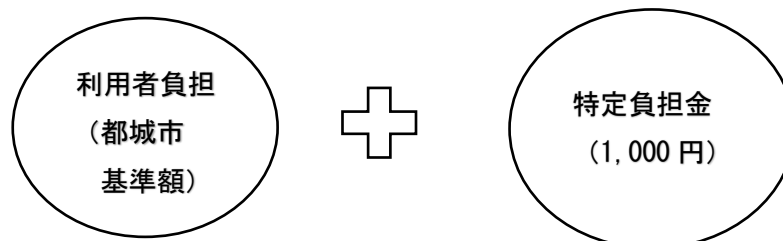
1号



2号 保育標準時間・短時間



3号 保育標準時間・短時間



※別紙ご説明資料でもあった通り、令和元年10月からの幼児教育無償化に伴い  
市町村が定める1号、2号の「利用者負担(基本保育料)」は「無償」となります。

但し従来お支払いの基本保育料に含まれていた 副食費は無償化の保護者負担の考えから  
有償のまま残ることとなり、給食費の額が1号・2号認定とも変更になっております。

☆環境設備費

誕生会にかかる費用、園外保育にかかわる費用、環境を整備するためにかかる費用などを  
その他にかかわる費用として毎月1,000円を納付していただきます。

☆安全管理支援費（入園時に一回のみ）などについて…

すべての園児が利用する園庭・園舎周辺の安全管理充実のための費用として、8,000円を

納付いただきます。

- ・1号…入園内定後に納付いただきます。
- ・2,3号…入園決定後（市の認定後）納付いただきます。
- ・入園申し込みと施設整備費の納付は、ふたば幼稚園で行います。

☆実費徴収

園バス、預かり保育（一時預かり）を利用された場合、スイミング、書道（年長のみ）、絵本代、アルバム積立金は各実費を毎月納付していただきます。

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
バス代	通園バス利用者のみ	月額 3,000円
		片道 2,000円
預かり保育	1号認定のみ（月～金）	一回 450円 （おやつ代 50円）
	土曜日預り（1号認定のみ）	一回 1,000円 （おやつ代 50円、 食事代200円）
スイミング	年間契約のため、定額	月額 1,000円
写真積立金	行事等に撮影する。	月額 500円
絵本代	学年により異なる。	月額 350～円
特定負担金	園外保育他環境を整備する費用	月額 1,000円
書道教室	年長児を対象	月額 1,000円
給食費	1号認定（月～金）	月額 4,000円 （主食費1,000円、 副食費3,000円）
	2号認定（月～土）	月額 5,500円 （主食費1,000円、 副食費4,500円）

2 時間外保育に係る利用者負担 10分 100円とする。

◇【一般型】一時預かり保育について

	内 容	金 額
【一般型】 一時預かり保育	非在園児で1歳～ (月曜日～金曜日) 午前9時から午後5時	<b>一回 1,500円</b> 食事代200円 おやつ代 ・未満児50円×2回 ・以上児50円×1回

※保育料（環境整備費、給食費を含む）等の毎月の納付金は年額12ヶ月に均等分割し納入していただきます。次年度より銀行振替になりますので毎月10日（納入日が土、日、祝日の場合は翌日）までに口座にご入金ください。

※保育料を3ヶ月以上滞納した場合は、市に相談の上除籍することがあります。

※諸般の事情により保育料等を変更する場合があります。

※(新) 施設利用給付金制度について（新2号・新3号認定）

1号認定児のうち、1号認定のうち主に就労・就職活動・介護等で市役所から認定を受けること(新2号認定)により、預かり保育の負担も免除されます。

新3号認定(満3歳児)のみ、上記に加え市町村民税非課税世帯という条件も加わります。

預かり保育料は一度幼稚園に納付し、1ヶ月～2か月程度で市町村から還付される予定です。

還付額は1日450円(土曜・長期休暇中含む) 最大11,300円迄となります。

③ 嘱託医等

(1) 小児科 はしぐち小児科医院

TEL 0986-24-5500

(2) 歯科 井上歯科医院

TEL 0986-22-3883

- ・ 内科検診                      年1回   6月    (ただし、2号・3号児は年2回)
- ・ 歯科検診                      年1回   6月
- ・ 検尿                              年1回   6月

④ 非常災害時の対策・防犯対策

非難訓練等	非難及び消火を想定した訓練を毎月実施します。
防災設備	火災探知機、煙感知器、誘導灯、消火器を備えています。
防犯設備	防犯カメラ（園庭5ヶ所・園内3ヶ所）を設置しています。 正面・西側門扉 電磁錠機を設置しています。

※避難場所…ぞうさん公園、来賓用駐車場

⑤ 苦情相談体制

当園に関する要望・苦情等は担当を決め、日々受け付けるものとする。

担当者で解決できない場合は、第3者委員に相談し対処する。

相談・苦情受付担当者	横山 あつ子
相談・苦情解決責任者	下野 喜久夫
第3者委員	小川佐江子
第3者委員	早瀬忠一

⑥ 賠償責任保険の加入状況

保険会社	東京海上火災（株）・独立行政法人日本スポーツ振興センター
保険の種類	賠償責任保険・火災保険

⑦ 個人情報の保護について

- (1) 本園は、就業規則で個人情報保護の規定を定めており、これに従って世帯所得及びこれに基づく毎月の保育料に関する情報等の個人情報を厳重に管理します。
- (2) 教育・保育の提供にあたって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

⑧ 登降園について

園で決められた一方通行を必ずお守り下さい。お迎えに来られるすべての方に必ずお伝え下さい。

事故防止のため、園周辺での停車は十分お気をつけてすみやかに移動してください。

⑨ 特に園生活で留意していただきたいこと

子ども達の保育を必要とする事由

- 1) 就労（フルタイムのほか、パートタイムなど基本的に全ての就労に対応【一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く】）
- 2) 妊娠、出産



- 3) 保護者の疾病、傷害
- 4) 同居又は長期入院している親族の介護・看病（兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同期又は長期入院・入所している親族の常時の介護・看病）
- 5) 災害復旧
- 6) 求職活動（企業準備を含む）
- 7) 就学（職業訓練校等における就業訓練を含む）
- 8) 虐待やDVのおそれがあること
- 9) 育児休業所得中に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること  
その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度を調整することがあります。

※お願い

以上、重要事項の内容について異議がなかったら同意したものとみなします。